

請願及び陳情の取り扱いについて

芽室町議会基本条例

第 8 条

- 4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

芽室町議会会議条例

第 10 章 請願

(請願書の記載事項等)

第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第 93 条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 94 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第 95 条 議長は、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第 96 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。
(請願の審査報告)

第 97 条 委員会は、請願について審査の結果を、次の区分により議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの
- (3) 一部採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第 98 条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

芽室町議会会議条例等運用規則

第11章 請願及び陳情

(請願及び陳情)

第35条 請願及び陳情の受理番号は、議員の任期中において通し番号とする。

2 議長は、請願を紹介する議員(以下「紹介議員」という。)にならないものとする。
また、当該事項を所管する委員会の委員長についても、同様とする。

3 当該事項を所管する委員会の委員が、2人以上紹介議員となることはできないものとする。

4 会期中において、請願及び陳情が既に議決した請願及び陳情の内容と同一のものについては、「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。

5 金額、率又は数値を限定、あるいは明示した請願及び陳情を議長が受理するに当たっては、議長は金額、率又は数値を限定、あるいは明示しないよう請願及び陳情の提出者並びに請願の紹介議員に措置させるものとする。なお、これに従わない場合は、議長は請願及び陳情を受理しないものとする。

6 請願及び陳情の内容が数項目にわたる場合で、採択できる項目については、その項目を取り上げて、「一部採択すべきもの」として採決することができる。

7 芽室町民でない者からの陳情及び請願並びにこれに類する要請書等が提出された

場合の取扱いは、**系統町村議会議長会からの意見書の提出要請を除き**、提出された陳情、請願、これに類する要請等の**写しを全議員へ配布する**ものとする。

- 8 請願及び陳情を議決したときは、その結果を請願及び陳情の提出者に通知する。
- 9 請願及び陳情の提出者が、請願及び陳情を取り下げようとする場合は、陳情及び請願取下申出書（第4号様式）を議長に提出しなければならない。
- 10 請願及び陳情の訂正については、原則としてこれを認めないものとする。
- 11 委員会付託を省略して本会議で審査する請願については、必要に応じて、紹介議員に説明をさせることができるものとする。
- 12 議案に関連する請願及び陳情については、請願及び陳情の審査の有無にかかわらず、当該議案の可決又は否決の決定により、「みなし採択」、「みなし不採択」と決定するものとする。

留萌市議会請願及び陳情取扱要綱(H27.6.19 議会運営委員会協議決定事項)

(陳情の委員会送付)

第14条 議長は、受理した陳情書を所管の常任委員会又は議会運営委員会に送付する。

ただし、議長において、陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長の供覧にとどめる。

- (1) 特定の個人及び団体等を誹謗し、又は中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの
 - (2) 個人の秘密の暴露その他の他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
 - (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの
 - (4) 裁判等で係争中の事件に係わるもの
 - (5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの
 - (6) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの
 - (7) 明らかに市の事務に属さないもの
 - (8) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
 - (9) 実現性のないもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、陳情書の内容が常任委員会又は議会運営委員会において審査することが適当でないと考えられるもの
- 2 議長が必要と認めるときは、前項ただし書きの適用を議会運営委員会に諮問する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、議長は陳情書が次の各号のいずれかに該当するときは、全議員に配布するにとどめることができる。
- (1) 市民以外の者から提出されたもの
 - (2) 議会に持参されなかったもの
- 4 議長において、議長供覧にとどめた陳情書のうち単なる行政への要望に関するものについては、議長から直接、市長等に回答を求め、その結果を陳情者に通知することができる。
- 5 議長において、議長供覧にとどめた陳情書のうち議会審査の参考資料とすることが適当と認めるときは、議会運営委員会の意見を聴いて所管委員会又は全議員に配布する。

芦屋市議会請願・陳情取扱要綱

(陳情書の受理)

第12条 陳情書の受理は、第4条に規定する請願の受理に準ずる。

- 2 陳情書には、嘆願書、要望書、声明書及び決議の類で議長が必要と認めるものを含む。
- 3 陳情書のうち、次の各号に該当する事項を含む陳情は、議長供覧にとどめる。
 - (1) 明らかに市の事務に属さないもの
 - (2) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
 - (3) 明らかに実現性のないもの
 - (4) 芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)第7条に規定する非公開情報に該当するおそれがあるもの
 - (5) その他議会が関与することが適当でないと認められるもの
- 4 議長は、前項各号に該当する陳情のうち、議員の議会活動の参考資料として配布することが適当と認めるときは、議会運営委員会を通じて議員に配布する。
- 5 陳情書で、議会運営委員会においてその内容が請願に適合すると判断したときは、請願書の例により処理することができる。

安城市議会請願書及び陳情書取扱要綱

第2

- 4 会議の議題とする陳情書陳情書の形式及び受理要件を具備しているもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の議題としない。
 - (1) 提出に際して、議長のもとに郵送されたもの
 - (2) 陳情者が本市市民以外からのもの
 - (3) 陳情の内容において、議長が処理できるもの
 - (4) 陳情内容が本市の権限に関与しない事項で、国・県等の施策にその対応が委ねられているもの
 - (5) 個人や団体を誹謗中傷し又はその名誉をき損する恐れのあるもの
 - (6) 法令違反、違反行為を求めるもの等公の秩序に反する恐れのあるもの
 - (7) 係争中の裁判事件や異議申立て等に関するもの
 - (8) 市職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの
 - (9) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
 - (10) 1年以内に同一内容の趣旨で提出されたもの
 - (11) 議会運営委員会で、会議の議題にすることを要しないと判断したもの

帯広市議会請願書及び陳情書取扱要綱

(陳情書の受理)

第8条 議長は、陳情書を受理したときは、別表第1に掲げる基準に従い、陳情又は要望に区分し、それぞれ陳情受理書又は要望受付簿に必要事項を記載する。

2 陳情書のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、その内容が請願に適合しないものとして、議長決裁にとどめる。

- (1) 特定の個人や団体等の名誉をき損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (2) 個人の秘密を暴露するなど、他人のプライバシーを侵害するおそれがあるもの
- (3) 脅迫、恐喝など、公序良俗に反する用語を含むもの
- (4) 違法な行為又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- (5) 裁判等で係争中のもの
- (6) 私人間で解決すべき内容を含むもの
- (7) 国又は他の地方公共団体の事務に関するものなど、明らかに帯広市の権限外の事項を願意とするもの(国会又は関係行政庁への意見書提出を求めるものを除く。)
- (8) 市職員の身分に関し、懲戒、分限等の処分を求めるもの
- (9) 既に願意が達成されていると考えられるもの
- (10) その他議会において審査すべきでないと議長が判断したもの

3 前項の取扱いに疑義が発生した場合、議長は、議会運営委員会に諮って決定することができる。

4 第1項の規定により区分したもの(第2項各号に該当するものを除く。)のうち、陳情については、請願書の例により処理するものとし、要望については、議長が所管の委員会に参考送付する。

浦幌町議会ホームページ(要綱等の規定なし)

地方公共団体の議決機関としての議会の性格を踏まえて、公序良俗に反する行為を求めるもの、個人の秘密を暴露するもの、司法権の独立を侵すおそれのあるもの、町職員の懲戒などの個別の処分を求めるものなど、**請願等になじまないものはご遠慮ください。**

既に採択された請願・陳情と同趣旨のもの、国等に意見書を求める陳情書などは、審査を行わず議員への参考送付にとどめて処理することもあります。